

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 26 日現在

機関番号：32204

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25380127

研究課題名(和文) 私人による違法行為の抑止とエンフォースメントの比較法的研究

研究課題名(英文) Comparative Study on Deterrence of Misconduct and Enforcement by a Private Person

研究代表者

榎 博行 (Yuzuriha, Hiroyuki)

白鷗大学・法学部・教授

研究者番号：20331332

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：私人による違法行為の抑止とエンフォースメントの実現は、金銭的強制とクラス・アクションを通じた集団的救済により担保される。多額な損害賠償が当該違法行為者と一般社会に対して違法行為抑止を実現するためである。懲罰的損害賠償制度が不在であっても、精神的損害賠償を加算することで多額な損害賠償は可能である。クラス・アクションは契約条項により放棄して仲裁手続により代替可能である。合衆国最高裁判所は、この私的紛争処理方法が信義則および公序良俗に合致するものとするが、これら実体法上の原理について明確な検討がなされていない。そこで、私人の意思により公的紛争解決を否定できるかが問題となる。

研究成果の概要(英文)：The deterrence of malfeasance and the realization of enforcement by a private person are secured by compensation collectively by class actions. It is because the deterrence of malfeasance is realizable to the malfeasance person concerned and general public by a plenty amount of damages. The collective remedial process expands the effect of damages. Even if the punitive damages of the Anglo-American Law system is absent in Continental Law System, a great amount of damages is realizable by adding mental compensation. According to the United States Supreme Court, this private dispute resolution is judged to be a thing corresponding to the theory of good-faith and public policy. However, the review on these substantive legal theory is not made. A private person's intent denies a public dispute resolution system as a result. This problem remains unanswered and needs to be solved.

研究分野：英米法

キーワード：民事法 不法行為 証券取引 違法行為の抑止 エンフォースメント

1. 研究開始当初の背景

事故や詐欺等ではインターネットなどの媒体によって損害の拡大と広域化が起こり、公的機関の規制のみでの対応が困難となっている。とりわけ、これは生活妨害など継続的不法行為や証券取引における詐欺に顕著に見られる。継続的不法行為およびインサイダー取引をはじめとする違法な証券取引は民事訴訟によりその救済が図られるため、私人による法の実現すなわち法的なエンフォースメントがなされている。しかし、不法行為および違法な証券取引の再発により、時間的かつ金銭的に私人への負担が増大化する懸念が生まれ、私人による法的エンフォースメントの実効性が確保できなくなる。

そこで、明確に損害賠償へ抑止的效果をもたせて、違法行為の再発を防止することが課題となる。わが国の損害賠償制度は、相当因果関係にある損害の補填を主たる目的とするものである。損害賠償が現実にもその抑止的機能をもっているのかは必ずしも明らかにされず、不実表示不法行為や生活妨害など継続的不法行為および不公正な詐欺取引が未だに後を絶っていない状況がある。

2. 研究の目的

したがって、民事罰および信義誠実の原則から、私人による違法行為の抑止およびエンフォースメントを行うことは、現状の問題を解決する上で必要となる。本研究では、この点について考察を進める。アメリカにおいては、コモン・ロー裁判所以来の伝統で損害賠償に懲罰的損害賠償を認めてきた。この賠償方法は、故意または無謀ともいえる違法行為から発生した損害に対して、填補賠償以外に罰として付加的な賠償を認める制度である。また、エクイティ裁判所以来の伝統として、クリーン・ハンド

の原則があり、信義誠実ではない行為者の訴えを却下することになっている。しかし、私人による違法行為の抑止とエンフォースメントには時として濫用が発生する。不法行為と証券詐欺事件では、多額の和解金を獲得する目的でのみクラス・アクションが提起されている。そこで、アメリカでの懲罰的賠償や信義則がクラス・アクションを媒介にした場合には、濫用のおそれが存在するわけである。これを踏まえて、民事実体法上の原則がクラス・アクションという訴訟手続を媒介としたときの影響こそが、私人による違法行為の抑止とエンフォースメントの可能性を探る上で重要となる。

これを踏まえて、損害賠償とりわけ懲罰的損害賠償およびクラス・アクションによる違法行為の抑止とエンフォースメント効果、当該効果を導く上での補助的的制度、そしてクラス・アクションを用いることによる問題と信義則および公序良俗の適用の是非について、以上の視点から考察を加える。

3. 研究の方法

アメリカにおける私人による違法行為の抑止的效果とエンフォースメントの状況を、第1に懲罰的損害賠償を媒介にして不法行為と違法な証券取引の事例から把握した。ニューサンスおよびプライバシー侵害等の不法行為と違法な証券取引に関する先行研究を検討することからこれを行った。第2に、クラス・アクションに焦点をあて、これによる違法行為の抑止とエンフォースメントの有無について検討を加えた。第3に、懲罰的損害賠償およびクラス・アクションの実行を担保するいわば補助的の抽出と検討を行った。これら第1から第3の研究過程で、アメリカ・カナダにおいて海外研究協力者との研究会を開催し、研究資料の収集、および懲罰的損害賠償とクラス・

アクションによる違法性抑止とエンフォースメントにつき、彼らの意見を研究実施に反映させている。カナダは日米両者の司法制度および法系を有するため、同国の研究協力者の意見に留意している。また、イタリアが近年アメリカ法の影響を受けているため、同国の損害賠償およびクラス・アクション制度の理解を深めるとともに、わが国に示唆する点を検討した。

以上の検討結果に基づいて、損害賠償とクラス・アクションを媒介とする私人による違法行為の抑止とエンフォースメントの構築の可能性およびそれを巡る問題に焦点を移した。近年アメリカでは、消費者契約上の紛争をクラス・アクション提起の放棄と仲裁の強制を認める特約の妥当性が争われている。2011年に合衆国最高裁判所は、この特約を信義則および公序良俗に合致していると認め、さらに2015年にもこの判断を維持する旨を示した。私人によるエンフォースメントを促す判断ともいえるが、クラス・アクションによる違法性の抑止およびエンフォースメントを否定する効果が発生したといえる。この判断に対して、アメリカの実務家と研究者の間で様々な研究が開始された。そこで、ハワイ州最高裁判所裁判官およびハワイ州弁護士との研究会に参加し、当該効果に対する検討を加えた。

4. 研究成果

まず、アメリカにおける不法行為損害賠償の検討と証券詐欺に関する証券投資情報および証券詐欺規制を検討した。不法行為については、私人の違法行為の抑止効果として学校事故を扱い、学校という限定的範囲における不法行為の私人による解決の視点から、違法性の除去とエンフォースメントへの私人の関わり方を、教師の不法行為責任の分析を加えた。不法行為損害賠償においては、懲罰的損害賠償が私人による違法性抑止およびエンフォースメントに多

大な貢献をしているだけでなく、填補損害賠償においてもそれが見えていることが明らかになった。また、学校事故の場面においては、アメリカでは監督者責任が不在のため、不法行為事件当事者に紛争解決を委ね、被害者が救済されない状況が判明している。証券詐欺については、行政による証券投資情報と証券詐欺規制が違法性抑止とエンフォースメントの前提であり、必ずしも私人が主たる要因となっていないことが分析された。

次に、懲罰的損害賠償が英米における民事上の違法行為への抑止とエンフォースメントの中心的役割を果たしている点に着目して、この賠償方法が出現した過程を分析しその本旨を検討した。懲罰的損害賠償はイギリスを起源とするが、20世紀中葉以降はアメリカにおける状況とは異なる様相を示し始めている。すなわち、アメリカとは異なりイギリスにおいては懲罰的損害賠償を受領することが困難となっているのである。イギリスの状況はオーストラリアをはじめとする英連邦諸国に影響を与えるものとなっており、懲罰的損害賠償はアメリカにおいては独自の発展を遂げている。しかし、イギリスにおいても懲罰的損害賠償制度を否定する動向はなく、私人による違法性の抑止およびエンフォースメントにかかる影響についての認識は同一法圏内で共有されていることが示された。証券詐欺に関しては、コンプライアンスの視点から最近の合衆国最高裁判所判決の検討を行った結果、取締役の責任を媒介に違法行為の抑止とエンフォースメントの実行が分析された。

第3に、懲罰的損害賠償およびクラス・アクションによる違法行為の抑止とエンフォースメントを支える補助的制度の分析および検討の結果、次のことが示された。まず、不法行為因果関係の立証において、証拠法では専門家証言採用で厳格な基準が採

られているが、実際には科学的曖昧性がゆえに因果関係が不明瞭となっていることである。次に定期金賠償方式で不法行為加害者の負担を平準化する方策も可能であるが、実際には税金対策としてのみ機能しているのである。さらに、賠償責任保険により私人による救済が可能となっている点である。そして最後に、訴訟による解決が選択される場合、アメリカにおいては裁判官の補助制度が存在しており、これが私人による違法行為抑止とエンフォースメントに多大な貢献をしている点である。とりわけスペシャル・マスターを媒介として裁判の活性化が図られているのである。当該制度の維持は訴訟当事者の金銭拠出によるため、連邦および州裁判所の予算削減を受けて、今後一層用いられる可能性がある。

アメリカのクラス・アクション制度はヨーロッパ諸国に影響を与えており、例えばイタリアにおいてもクラス・アクションを用いて不法行為とりわけ大規模不法行為の解決が図られている。ただし、立法措置によるものであり、それを媒介として損害賠償の抑止効果とエンフォースメントが試みられている。アメリカにおける私人の違法行為抑止とエンフォースメントの方法とは異なり公的な措置が主たるものとなっている。アメリカにおいても証券詐欺規制が公的な措置を第一義とするものである。しかし、当該領域においてもクラス・アクションを媒介として違法行為抑止とエンフォースメントが私人によりなされる傾向が強くなってきた。

アメリカにおいては、他国と異なり紛争解決を私人に委ねる傾向となっている。そのため、違法行為の抑止およびエンフォースメントに私人が多大な貢献をしている。さらに 2015 年以降は、さらに紛争解決を私人に委ねざるを得ない状況に陥っている。クラス・アクションを放棄して仲裁を認め

る消費者契約を合衆国最高裁判所が合法としたためである。当該契約が信義則と公序良俗違反であると抗弁されているが、合衆国最高裁判所はこれを退けて合法判断を示したのである。アメリカはイタリアおよびわが国とは異なり連邦と州の 2 元的裁判所制度をもっており、連邦仲裁法が州法を根拠とする消費者契約に専占することがその判断根拠であった。信義則および公序良俗が契約成立の判断基準として機能しなかったため、公的な紛争処理制度の消滅の危機が指摘されている。紛争解決を過度に私人に委ねた結果であり、私人による違法行為の抑止およびエンフォースメントの実行における反作用ともいえるものである。そこで、いかにして私人による当該実行の過度の依存を軽減するかが今後の課題として残されている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

1. 樺博行「アメリカにおける大規模不法行為人身損害の賠償」同志社法学 360 巻 439-484 頁
2. 樺博行「学校事故における教師の不法行為責任 - その根拠と問題点 - 」京都文教大学総合社会学部研究報告第 16 集 15-27 頁 (査読有)
3. 樺博行「代理監督者の責任を巡る問題 - 幼稚園児と小学校低学年児童に対する学校と教師の責任を中心に - 」京都文教短期大学研究紀要第 52 集 13-23 頁 (査読有)
4. 樺博行「クラス・アクションにおける適切な代表」京都文教大学人間学研究所人間学研究第 14 号 23-32 頁 (査読有)
5. 樺博行「大規模不法行為訴訟の背景と法的影響」法政論叢第 50 巻 2 号 132-144 頁 (査読有)
6. 樺博行「イングランドにおける懲罰的損害賠償の成立背景と変遷」白鷗法学第 21 巻 1 号 125-169 頁

7. 榎博行 「イギリスにおける大規模不法行為訴訟」 白鷗大学法科大学院紀要第 8 号 31-61 頁
8. 榎博行 「大規模不法行為訴訟における連邦裁判所と州裁判所の協働」 白鷗法学第 21 巻 2 号 1-35 頁
9. 榎博行 「アメリカにおける大規模不法行為訴訟での広域係属訴訟手続 - クラス・アクションから広域係属訴訟手続への移行 - 」 法政論叢第 51 巻 2 号 177-190 頁 (査読有)
10. 榎博行 「大規模不法行為クラス・アクションーその成立要件の検討ー」 白鷗法学第 22 巻 1 号 87-147 頁
11. 榎博行 「大規模不法行為の倒産手続による解決」 白鷗大学法科大学院紀要第 9 号 39-71 頁
12. 榎博行 「大規模不法行為出現の背景」 白鷗法学第 22 巻 2 号 53-77 頁
13. 榎博行 「大規模不法行為訴訟上の和解を巡る問題」 白鷗法学第 22 巻 2 号 79-100 頁
14. 榎博行 「アメリカ不法行為法における準拠法選択の問題」 白鷗法学第 23 巻 1 号 31-57 頁
15. 榎博行 「アメリカ不法行為法における因果関係の不明瞭性 - 有毒物質不法行為を中心にー」 白鷗法学第 23 巻 1 号 59-83 頁
16. 榎博行 「アメリカにおける大規模不法行為訴訟での懲罰的損害賠償」 日本法政学会 法政論叢 第 53 巻 1 号 49-60 頁 (査読有)
17. 榎博行 「複雑な訴訟におけるスペシャル・マスター」 白鷗大学法科大学院紀要第 10 号 1-31 頁
18. 榎博行 「アメリカにおける不法行為損害への定期金賠償」 白鷗法学第 23 巻 2 号 85-98 頁
19. 榎博行 「大規模不法行為と賠償責任保険」 白鷗法学第 23 巻 2 号 99-114 頁
20. 栗山修 「米国における「証券投資情報」の検討」 国際商事法務第 41 巻 7 号 1123-1125 頁
21. 栗山修 「「証券詐欺」規制の検討」 神戸外大論叢第 64 巻 2 号 111-125 頁
22. 栗山修 「米国連邦証券詐欺規制におけるエンフォースメントと主観的要件」 国

- 際商事法務第 42 巻 3 号 500-501 頁
23. 栗山修 「2013 年 Amgen Inc. 事件合衆国最高裁判決」 国際商事法務第 42 巻 6 号 998-999 頁
 24. 栗山修 「米国連邦証券詐欺規制に関する最近の合衆国最高裁判決とそのポイント」 国際商事法務第 42 巻 9 号 1484-1485 頁
 25. 栗山修 「取締役の法的責任とその検討」 神戸外大論叢第 65 巻 1 号 83-94 頁 (査読無)
 26. 栗山修 「2014 年 Newman 事件第 2 巡回区合衆国控訴裁判決」 793 頁 国際商事法務第 43 巻 5 号 793-793 頁
 27. 栗山修 「2014 年 Halliburton 事件合衆国最高裁判決」 国際商事法務第 44 巻 3 号 500-501 頁

〔雑誌論文〕(計 27 件)

〔学会発表〕(計 4 件)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織
(1) 研究代表者
榎 博行 (YUZURIHA, Hiroyuki)

白鷗大学・法学部・教授
研究者番号：20331332

(2)研究分担者

栗山 修 (KURIYAMA, Osamu)
神戸市外国語大学・外国語学部・教授
研究者番号：00170093

(3)連携研究者

()

研究者番号：

(4)研究協力者

()